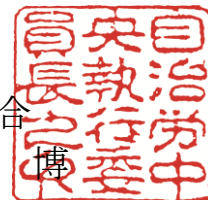


2024年12月9日

文部科学大臣
阿 部 俊 子 様

全日本自治団体労働組合
中央執行委員長 石 上 千 博



2025年度政府予算編成に関する要請書

日頃から、地方分権に向けた地方教育行政の推進にご尽力されている貴職に敬意を表します。

現在、貧困の世代間連鎖が問題となっているなか、公教育、特に教育機会の平等にすることが課題となっています。また、少子化による学校の統廃合によって子どもたちが自宅から通えない状況も生じるなど、地域間格差による教育機会の平等が脅かされる事態となっています。

さらに、公共施設の老朽化等が課題となっていますが、その中でも教育関連施設の占める割合は決して少なくありません。特に学校施設は防災拠点としても重要な役割を果たしており機能強化が急務となっています。

このように、地域実態にあった教育を推進する観点からも、教育機会の平等を拡充することや施設整備等の諸施策の実現が求められています。あわせて、教育行政に関する諸施策を担い日々職務に精励している現場職員の労働条件の維持・向上も重要です。

教育行政に関する課題は多岐にわたります。これらを実現するための予算措置に向け、以下のとおり所要の対応を要請いたします。

記

【公教育の無償化等について】

- 義務教育の実質無償化を実現するため、保護者負担金の実態を把握し、その縮減に必要な財源措置や制度改革を行うこと。とくに学校給食費の無償化を実現すること。

- ① 学校給食費の公会計化については当団体による多年にわたる文部科学省、総務省、国会等への取り組みと、文部科学省による地方自治体への助言等によって全国的な改善が進行している。しかしながら一部の自治体では未だに公会計化に向けた改善に着手する予定のない自治体も存在しており、地方自治法をはじめとする関係諸法令に違反した状態が続いている。

自治体における学校給食費の公会計化の現状と今後の実施予定、実施予定のない自治体における公会計化を阻害している課題を把握し、改善に向けて必要な対応をとられたい。

② 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による「コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分」等を活用した学校給食費の保護者負担軽減に向けた取り組みが各自治体で進められている。今後も継続的な財政支援を確保するとともに、すべての自治体で学校給食費の完全無償化を実現するための財政支援制度を整備されたい。

③ 世界各国で、有機リン系やネオニコチノイド系農薬等の有害な環境化学物質や遺伝子組み換え食品による子どもたちへの健康被害が報告されており、特に農薬大国と言われているわが国で急増している子どもの発達障害との因果関係も明らかになってきている。可能な限り無農薬や有機食材等を使用した学校給食の実施は、子どもたちの安心安全な「食」を確保するとともに、地産地消による持続可能な地域農政を推進する視点からも重要と考える。無農薬や有機食材等を積極的に使用する学校給食を推進するための指針を策定するとともに、その実現に向けて必要な財政措置を講じられたい。

2. 就学援助制度の拡充と条件整備を貧困対策として機能するよう一層推進すること。
3. 教育活動に使用する教材費、修学旅行費等についての予算措置を拡充すること。
4. 高等学校等就学支援金について、所得制限を廃止すること。
5. 高等学校の保護者負担金を廃止すること。また、保護者への経済的負担を軽減するため、公費予算の増額および給付型奨学金の拡充を行うこと。とくに教科書の無償化措置を行うこと。また、遠距離化していることに伴う通学費用について、新たな補助制度を作ること。
6. 学校における経理事故の防止と適正化をはかるため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を行うこと。また、学校徴収金の会計処理に混乱が生じないように、関係省庁とも協議のうえ、適正な会計処理についての判断を示すこと。とくに、学校徴収金の会計処理が教職員の過重労働の原因の一つにもなっていることから、「学校給食費の公会計化」をさらに推進するとともに、導入にかかる費用の財源保障を行うこと。
7. 教職員の働き方改革の一環として進められている公費以外の学校諸集金等の自治体一括集金制度について、地方自治法等の関係諸法令に基づく法的根拠を明確にすること。
8. 学校運営に必要な経費が、PTA等からの寄付や財政援助によって賄われている実態を調査し、結果的に寄付の割り当てや保護者への負担の強制とならないよう改善を図ること。また、公立学校が現金による寄付を受け取る際の手続きについて、自治体財務の観点から根拠を明確にすること。

多くの学校で、PTAや学校後援会等からの資金援助によって学校運営に必要な物品の購入や学校施設の維持修繕に要する経費が負担されている実態がある。公立学校が金銭を収受する際には地方自治法210条の規定により自治体への歳入行為が必要となるが、手続きを経ないまま「学校運営協力費」等の名目でPTAからの資金援助が常態化している学校も多い。

また、PTA等の団体の意思として行われる寄附や卒業記念品等では、半ば強制された「任意」として保護者負担がなされていることが社会問題化しており、PTAから脱退する世帯やPTA組

織を解散する学校も増加している。これは、地方財政法4条「割当的寄付金等の禁止」や27条「市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費」に抵触している可能性がある。

更には、学校施設の修繕やプール清掃、床のメンテナンス等の外注による学校施設の維持経費をPTA等が負担している学校も多数存在しており、地方財政法施行令52条の「市町村が住民にその負担を転嫁してはならない経費」に抵触しているのではとの疑義が自治体の議会等で指摘されている。

- ① PTA等による学校に対する資金援助の実態と、それがどのような手続きがなされているのかを調査すること。また、公立学校が金銭を収受する際の正しい処理方法について明らかにするとともに、教育委員会に対し必要な助言を行うこと。
- ② 本来公費で負担すべき物品や学校運営経費について、PTA等からの寄付が結果的に「割当的寄附」とした保護者負担とならないよう、寄附受け入れに対する見解を明らかにするとともに、教育委員会に対して寄附受け入れにおける留意事項として必要な助言を行うこと。
- ③ 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校の建物の維持及び修繕に要する経費については任意であっても保護者や住民にその負担を転嫁してはならないことを、具体的な例示を示して市町村教育委員会に対して助言すること。（プール清掃や床のメンテナンス等の建物の維持に要する経費については、地方財政法施行令52条の規定により任意であっても住民にその負担を転嫁してはならないことを明らかにすること。）
- ④ 学校運営に必要な経費を保護者等が負担しなければ維持できない実態を把握し、自治体に対する必要な財政支援措置を講じること。

9. 賄材料費及び光熱水費等の高騰により、全国における給食の提供が非常に厳しい運営を強いられていることから、支援対策による予算確保に努めること。また、高騰分の保護者負担への転嫁を避けるため、当面、物価高騰差額分にかかる補助を継続して行うこと。

【学校事務職員の定数について】

1. 都道府県立学校事務職員の定数算定にあたっては、防災拠点など学校が果たす役割を考慮し、安定した校務運営を保障するため、事務長を含めて最低3人以上とすること。また、高校授業料に関する事務量の増加に伴い必要な定数改善を行うこと。
2. 2014年に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」で、学校をプラットフォームとした総合的な子どもの貧困対策の展開の場として位置づけされたことを重く受け止め、定数算定にあたっては算定基準の児童生徒100人以上かつ25%以上を、100人以上もしくは25%以上に改善すること。
3. 定数内欠員および会計年度任用職員等による配置が拡大している実態を踏まえ、正規職員による配置にむけた改善をはかること。

4. 自治体における準要保護児童生徒の認定時期を考慮した加配措置が行われるよう配慮すること。

- ① 来年度予算編成における学校事務職員の定数配置に関する予算措置の状況について、明らかにされたい。
- ② 学校事務職員の就学援助加配枠を使用してスクールソーシャルワーカーを配置し、実務としても就学援助事務を担当していない自治体（福岡市等）があるが、加配制度の趣旨から文部科学省としての見解を示すとともに、該当自治体に対して制度の趣旨を踏まえた必要な助言をされたい。
- ③ 学校における働き方改革や新型コロナウイルス感染症への対応から現在各学校に配置されているスクールサポートスタッフ（以降SSS）について、各自治体の配置状況（配置基準等）と来年度の財源措置の現状について示されたい。
- ④ SSSについて、国による財源措置がとられているにも関わらず十分な配置をおこなっていない自治体（教育委員会）に対して、学校における働き方改革の趣旨を踏まえ必要な助言をおこなっていただきたい。
- ⑤ SSSについて、文部科学省の予算確保の根拠が「教師の負担軽減」となっているため、学校事務業務へのサポートとしては位置づけられていないケースが多い。校務全般のサポートを通じて教職員の負担軽減がはかれるものであり、予算確保の際の算出基礎表現変更や校務全般に対するサポート業務であることを自治体に周知すべきと考える。見解を示されたい。
- ⑥ 就学援助に関わる業務については認定等年度当初に事務作業が集中している。現状の配置時期ではそれらへの対応が不可能であり、前年度の就学援助対象児童生徒数を根拠とした年度当初からの加配措置が望まれる。制度改善を検討されたい。

【学校職員の働き方改革について】

1. 「教員の病気休職原因分析調査研究事業（2023～2025）」については、教員だけでなく他の学校職員も対象とすること。
2. 学校徴収金にかかる取り扱いについては、法令等のエビデンスを明確にするとともに事務職員のための業務として押し付けることなく、自治体等との連携や対策を図ったうえで進めること。

【学校環境整備について】

1. 学校施設の地域実態に応じた多機能化を推進すること。また、インクルーシブ教育の推進や災害時避難場所としての役割を考慮し、ユニバーサルデザインに立った学校施設整備指針の策定と改修等に必要な財源措置を早急に講じること。また、災害時における

児童生徒の安全確保や地域防災拠点としての学校の機能を強化すること。

2. 2020年12月に改訂された「学校施設バリアフリー化推進指針」に基づいて進められている公立小中学校等のバリアフリー化改修については、2025年度までの「整備目標」期間内に整備が終わるよう進捗状況を把握し、必要な助言を行うこと。とりわけ、既設校舎へのエレベーター整備については、障がい児童生徒への合理的配慮の観点から、対象となるすべての学校施設で整備されるよう、「附帯決議」も踏まえて、自治体への助言や技術的支援に取り組むこと。

3. トイレのバリアフリー化改修に当たっては、車椅子の児童生徒のおむつ交換に対応できるユニバーサルシート（大型ベッド）を、標準的に整備するための指針整備や財源措置を講じること。

① 大規模災害時における学校の避難所運営では、学区を単位とする学校と地域が連携した日常的なコミュニティの形成が極めて重要との指摘がなされている。現在全校での実施が推進されているコミュニティ・スクール事業において、災害時における児童生徒の安全確保と避難所運営における学校と地域との連携を図っていくことは、学校・地域双方にとって大きなメリットであり、実際に避難所運営を学校運営協議会のテーマとして取り上げて成果を上げている実践も数多く報告されている。学校運営協議会でのテーマ設定や協議事項において、災害時における児童生徒の安全確保と避難所運営について例示されたい。また、コミュニティ・スクール制度の形骸化を避けるために「地域と学校の連携・協働体制構築事業」予算の学校運営協議会の開催回数の算出基礎を年3回から引き上げることを検討されたい。

② 公立小中学校等のバリアフリー化改修事業についての進捗状況と、2026年度以降の継続的な財政措置の計画について明らかにされたい。

③ 既設校舎へのエレベーター設置が課題となっている。エレベーターは車椅子で就学する児童生徒にとって必須の設備であり、地域の高齢者や障がい者、障がいを有する教職員、避難所を利用する市民、負傷して階段昇降のできない児童生徒・教職員等にとっても、合理的配慮の観点から必須の設備であり、すべての学校施設への整備が望まれる。

エレベーターの設置には数年を要することから、あらかじめすべての学校に整備しておくことが必要であることや、階段昇降機については改正バリアフリー法上エレベーターの範囲には含まれないことについて、自治体への周知を徹底していただきたい。

④ 車椅子の児童生徒の多くは介助者によるおむつ交換が必要であるが、現在ほとんどの小中学校のバリアフリースイートには幼児用おむつ交換台しか整備されておらず、折りたたみ式等のユニバーサルシート（ベッド）が必要である。また、学校が避難所として使用される際には高齢者や障がい者への合理的配慮からも必要な設備と考える。学校施設のバリアフリー化改修にあたっては、ユニバーサルシートの整備を盛り込んだ整備がなされるよう財政措置や自治体への助言を図られたい。更には、「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」に学校トイレへのユニバーサルシートを例示するよう国土交通省との調整を進めていただきたい。

⑤ 学校施設の改築や改修にあたっては、障がい者やその保護者等の当事者が計画から施工、評価、事後改善に参画することが必要と考える。学校施設の改築や改修における多様な当事者の参画について文部科学省の見解を示されたい。また、この点について自治体や教育委員会に対する必要な助言を図られたい。

4. 小中学校における冷暖房設備の設置事業に関する「学校施設環境改善交付金」の補助率を引き上げること。
5. 児童生徒の安全を図るため、遊具や施設の老朽化等に伴う危険性を軽減する施策を行うとともに、施設設備の改修に伴う財源措置を講じること。
6. コロナ禍に伴い継続して増加が見込まれる経費（消毒関連用品、光熱水費等）について、当面の間、その財源措置に努めること。

【就学奨励費の改善について】

1. 就学奨励費について、領収書等による実費支給の手続きが（当該経費を必要とする）低所得世帯への支給の遅れと負担を招いているため、定額支給等を検討すること。また 物価高騰に伴う支給額の見直しを図ること。さらに、寄宿舎居住に伴う日用品購入費にかかる対象物品等の例示の見直しを図ること。

① 特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費については、令和4年5月9日付「特別支援教育就学奨励費の学用品・通学用品購入費の経費の算定方法について」（特別支援教育課長通知）によって、自治体等の判断によって定額支給を可能とすることが示されている。

保護者や実務担当者の負担軽減や国庫補助金事務の簡素化の趣旨からも必要な改善がなされたものと評価しているが、通知の趣旨が周知されていないため多くの自治体で従来の処理方法についての改善がなされていない。各都道府県主管課長会議等を通じて制度改善の趣旨を徹底していただきたい。

② 通常の学級に在籍する児童生徒に対する就学奨励費の支給制度が十分利用されていない実態が見受けられる。通常学級に在籍する支給対象児童生徒数と就学援助制度の利用状況の数値を把握するとともに、その原因、改善策について見解を示されたい。

以 上